議員提出議案第 2 号

仙北市議会の個人情報の保護に関する条例制定について

仙北市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例制定について

令和7年3月19日 提出

提出者	仙北市議会議員	武	藤	義	彦	
賛成者	//	門	脇	晃	幸	
	//	中	村	和	彦	
	//	<u>'</u>	П	- I: 	<u></u> 宜	
	 //	 高	 橋	輝	彦	
	,, //	荒才		<u>/华</u> 俊	<i> </i>	
			Ή		_	
	//	髙	\sim	昭		

仙北市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を 改正する条例

仙北市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年仙北市条例 第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下」を「第20条において」に改め、 同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第 8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第 1号の項中「2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

第2条 (略)

2 · 3 (略)

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下「職員」とい ↓4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下「職員」とい う。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するも のとして、議会が保有しているものをいう。ただし、仙北市情報公開条例(平成17年 条例第15号。第20条において「情報公開条例」という。) 第2条に規定する行政情報 (以下「行政情報」という。) に記録されているものに限る。

改正後

5~9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番 号利用法」という。) 第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11~13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2~4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないも のとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に 掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第38条第1項第 1号	又は第12条第1項及び第2 項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第 1項及び第2項(第1号に 係る部分に限る。)の規定 に違反して利用されている とき、番号利用法第20条の 規定に違反して収集され、 若しくは保管されていると

(定義)

第2条 (略)

2 · 3 (略)

う。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するも のとして、議会が保有しているものをいう。ただし、仙北市情報公開条例(平成17年 条例第15号。以下「情報公開条例」という。) 第2条に規定する行政情報(以下「行 政情報」という。) に記録されているものに限る。

改正前

5~9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」とい う。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11~13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2~4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適 用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同 表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2 項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により 読み替えて適用する同条第 1項及び第2項(第1号に 係る部分に限る。)の規定 に違反して利用されている とき、番号利用法第20条の 規定に違反して収集され、 若しくは保管されていると

	改正後
	き、又は番号利用法第29条 の規定に違反して作成され た特定個人情報ファイル (番号利用法第 <u>第2条第10</u> <u>項</u> に規定する特定個人情報 ファイルをいう。)に記録 されているとき
(略)	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルにつ いて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項にお いて「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 $(1)\sim(9)$ (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個 人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは 福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員 の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2) · (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有|第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を 個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下 「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下 「開示請求」という。)をすることができる。

改正前 き、又は番号利用法第29条 の規定に違反して作成され た特定個人情報ファイル (番号利用法第2条第9項 に規定する特定個人情報フ ァイルをいう。) に記録さ れているとき (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルにつ いて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人 情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
 - $(1)\sim(9)$ (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個 人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に 関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試 験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2) · (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

- 本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下こ の章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の 請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

改正後

(訂正請求権)

第31条 (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) · (2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。

改正前

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) · (2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48</u> <u>条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

- 2 (略)
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限 第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限 る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係 るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著し く困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有 されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請 求等」という。) をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすること ができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようと する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受 けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名 加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事して いた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工し たものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処 する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは 第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又 は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の 秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以 下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正

る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係 るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著し く困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保 有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請 | 求等 | という。) をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすること ができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮 した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受 けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名 加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事して いた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工し たものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す る。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは 第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の 秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁が記録を収集したときは、1年以 下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正後	改正前
規定は、令和7年6月1日から施行する。	